

○柏市民公益活動促進条例施行規則

平成16年6月15日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市民公益活動促進条例（平成16年柏市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民公益活動)

第2条 条例第2条第1項本文に規定する規則で定める活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農村地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (12) 子供の健全育成を図る活動
- (13) 情報化社会の発展を図る活動
- (14) 科学技術の振興を図る活動
- (15) 経済活動の活性化を図る活動
- (16) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (17) 消費者の保護を図る活動
- (18) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(平27規則84・一部改正)

(関係書類の備置き等)

第3条 条例第8条第1項に規定する交付決定市民公益活動団体（以下「交付決定市民公益活動団体」という。）は、条例第7条に規定する市長が別に定める補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けたときは、次の各号に掲げる書類を作成し、それぞれ当該各号に定める日から柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「交付規則」という。）第7条第1項の規定による当該交付決定に係る申請の取下げのあった日、交付規則第8条第1項の規定による当該交付決定の全部の取消しに係る同条第3項の規定による通知のあった日又は当該各号に定める日から起算して3年を経過する日のいずれか早い日までの間当該交付決定市民公益活動団体の主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 交付規則第2条第1項に規定する申請書及び同条第3項の規定による添付書類（交付規則第3条第2項の規定による補正に応じる場合にあっては、当該補正後の申請書及び添付書類）の写し並びに交付規則第5条に規定する決定通知書の写し 当該交付決定の通知を受けた日の翌日
- (2) 交付規則第10条の規定による状況の報告書の写し（同条に規定する市長の書面による報告の求めがある場合に限る。） 同条の規定による報告の日の翌日
- (3) 交付規則第12条（交付規則第14条第2項の規定において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による実績等の報告書及び交付規則第12条の規定による添付書類の写し 同条の規定による報告書の提出の日の翌日

2 交付決定市民公益活動団体は、交付規則第5条の規定による交付決定の通知を受けた日から2週間以内に当該交付決定市民公益活動団体の活動（当該交付決定に係る市民公益活動以外の活動を含む。）に係る交付決定の通知を受けた日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

（特定契約）

第4条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約の方法により市長が締結する契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号、第2号及び第5号から第7号までに規定する場合に限る。）に係る事務であつて、保健、医療若しくは福祉の増進を図る活動又は第2条各号に掲げる活動に関するものとする。

（平16規則54・一部改正）

(登録の申出)

第5条 条例第9条第1項に規定する市長の登録を受けようとする市民公益活動団体は、あらかじめ登録（市長が市民公益活動団体に同項に規定する特定契約（以下「特定契約」という。）に係る申込みをさせるために行う次条第2項の規定による市民公益活動団体登録台帳への記載をいう。以下同じ。）の申出を市長にしなければならない。

2 前項に規定する登録の申出は、次に掲げる事項を記載した市民公益活動団体登録申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 市民公益活動団体の名称
- (2) 市民公益活動団体の設立の目的及び年月日
- (3) 市民公益活動の目的及び種類
- (4) 市民公益活動団体の主たる事務所の所在地
- (5) 市民公益活動団体の代表者の氏名、住所及び連絡先
- (6) 市民公益活動団体の連絡先及び構成員の数

3 前項に規定する市民公益活動団体登録申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市民公益活動団体の定款、寄附行為若しくは規則又は規約（市民公益活動団体の目的、名称、市民公益活動の種類（市民公益活動以外の活動を行う場合にあっては、当該活動の種類を含む。）、主たる事務所の所在地、事業年度並びに構成員の資格の得喪、役員、会議、資産、会計及び解散に関する事項その他これらの事項の変更にに関する事項を記載した書面をいう。以下同じ。）の写し
- (2) 市民公益活動団体の構成員の名簿（構成員である者全員の氏名及び住所を記載した書面をいう。）

(登録)

第6条 市長は、前条第1項に規定する登録の申出をした市民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市民公益活動団体の登録をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）に該当するとき。
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力

団の構成員等」という。)の統制の下にある団体に該当するとき。

(3) 当該申出に係る市民公益活動団体の役員が次のいずれかに該当するとき。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

オ 条例第10条第2項の規定により登録を取り消された市民公益活動団体の取消しを受けた当時の役員で、当該取り消された日から2年を経過しない者

(4) 市民公益活動団体の構成員の数が5人未満であるとき。

2 市長は、前項の規定による確認を行い、当該登録の申出をした市民公益活動団体が特定契約に係る市民公益活動団体として適当であると認めるときは、次に掲げる事項を市民公益活動団体登録台帳に記載するとともに、当該市民公益活動団体にその旨を書面により通知するものとする。

(1) 登録番号

(2) 登録年月日

(3) 市民公益活動団体の名称

(4) 市民公益活動の目的及び種類

(5) 市民公益活動団体の主たる事務所の所在地

(6) 市民公益活動団体の代表者の氏名

(7) 市民公益活動団体の連絡先及び構成員の数

(8) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による確認を行い、当該登録の申出をした市民公益活動団体が特定契約に係る市民公益活動団体として適当でないと認めるときは、当該市民公益活動

団体を市民公益活動団体登録台帳に記載しないこととするとともに、当該市民公益活動団体にその旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(平20規則118・平24規則100・令元規則20・一部改正)

(登録の変更の届出等)

第7条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた市民公益活動団体（以下「登録通知市民公益活動団体」という。）は、第5条第2項に規定する市民公益活動団体登録申出書及び同条第3項の規定により添付した書類に記載した事項に変更（解散及び役員以外の構成員の数に限る変更（当該構成員の数の3分の1未満の数の変更に限る。）を除く。以下この項において同じ。）があったときは、市民公益活動団体登録事項変更届出書により届け出なければならない。この場合において、当該変更が同条第3項の規定により添付した書類に係るものであるときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

2 登録通知市民公益活動団体が解散したときは、清算人は、市民公益活動団体登録解散届出書により届け出なければならない。

3 市長は、登録通知市民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 前条第1項各号の要件に該当するとき。

(2) 偽りその他不正の手段により前条第2項の規定による登録を受けたとき。

(3) 前項の規定による解散の届出があったとき。

(4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、寄附行為、規則若しくは規約に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき。

4 市長は、登録通知市民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 締結した特定契約における当該登録通知市民公益活動団体の債務不履行があったとき。

(2) 登録通知市民公益活動団体が解散したと認めるとき（第2項の規定による解散の届出があったときを除く。）。

5 市長は、前2項の規定（第3項第3号又は前項第2号の規定を除く。）により登録を取り消したときは、当該登録通知市民公益活動団体にその旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(登録通知市民公益活動団体の名称等の公表)

第8条 条例第10条第3項に規定する規則で定める事項は、第6条第2項第1号、第2号、第4号、第7号及び第8号に規定する事項とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該事項の一部を公表する事項から除外することができる。

2 条例第10条第3項の規定による公表は、登録通知市民公益活動団体に係る名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名その他前項に規定する事項を記載した書面をその事務所に備え付けることにより行うものとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による公表以外の市長が適当と認める方法により公表を行うことができる。

(意見の提出等の方法)

第9条 条例第11条第2項に規定する意見の提出等の方法は、市長その他の執行機関が別に定める書面の提出、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）の当該執行機関が別に定める電子メールアドレス（同条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）への送信（情報化の進展状況等を勘案して当該執行機関が特に認める場合に限る。）その他の当該執行機関が適当な方法と認めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第118号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第100号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年1月30日から施行する。

附 則（平成27年規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第20号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和7年規則第27号）

この規則は、令和7年6月1日から施行する。